

# 東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース

2026年5月号 | Volume 54

## 目次

01	今月のハイライト	p.1
02	各国税務ニュース(2026年5月1日時点)	p.2-3
	フィリピン                      マレーシア                      インドネシア                      ベトナム	
	オーストラリア	
03	セミナー情報	p.4
04	各国問い合わせ先	p.5

## 今月のハイライト

1. フィリピン内国歳入庁は2026年3月30日に通達を公表し、クロスボーダーサービス取引に係る税務上の取り扱いおよび適用について再度明確化を行いました。2024年1月に公表された通達以降、広範なクロスボーダーサービス取引に課税強化の姿勢を示す税務当局に対して、納税者の間で懸念が広がっていました。本通達は、過去の通達の適用範囲を整理、明確化し、既存の税法および判例上の基準との整合性を確保することを目的としています。
2. マレーシア内国歳入庁は、印紙税調査フレームワークの改訂版を2026年4月20日に公表しました。改訂された主な内容には税務調査の対象期間の延長、ペナルティの明記が含まれています。
3. インドネシア国税総局は2026年3月27日、2025年度個人所得税申告書の提出および納付遅延に係る行政制裁の免除を定める通達を発行しました。本通達に基づき、一定の要件を満たす個人納税者については、これらの対応が2026年4月30日までに行われた場合に、行政制裁の免除が適用されます。

### フィリピン



#### クロスボーダーサービス取引の税務上の取り扱い

内国歳入庁(BIR)は2026年3月30日に通達(RMC No. 24-2026)を公表し、クロスボーダーサービス取引に係る税務上の取り扱いおよび適用について再度明確化を行いました。2024年1月に公表されたRMC No. 5-2024以降、広範なクロスボーダーサービス取引に対して課税強化の姿勢を示す税務当局に対して、納税者間で懸念が広がっていました。本通達は、過去の通達(RMC No. 5-2024 および RMC No. 38-2024)の適用範囲を整理、明確化し、既存の税法および判例上の基準との整合性を確保することを目的としています。

### マレーシア



#### 印紙税調査フレームワークの改訂

マレーシア内国歳入庁は、印紙税調査フレームワークの改訂版を2026年4月20日に公表しました。改訂された主な内容は以下のとおりです。

- 税務調査の対象期間が、4年(当年および過去3年)とされました。
- 法令で規定されているペナルティが、フレームワークにも明記されました。追徴税額がある場合のペナルティは、納付期限から3カ月以内の場合は税額の10%(下限RM50)、3カ月超の場合は税額の20%(下限RM100)となります。

### インドネシア



#### 2025年度個人所得税申告書の提出および納付遅延に係る行政制裁の免除/年次所得税申告書に関するその他の新規定

2026年3月27日、DGT(国税総局)は、2025年度個人所得税申告書の提出および納付遅延に係る行政制裁の免除を定めるKEP-55を発行しました。KEP-55に基づき、個人納税者については以下の対応が法定申告期限から1カ月以内、すなわち2026年4月30日までに行われた場合に、行政制裁の免除が適用されます。

- a) 2025年度個人所得税申告書を提出すること
- b) 2025課税年度に係る第29条所得税(不足税額)について、納付または送金を行うこと(※申告期限の延長が認められている場合を含む)

また2026年3月16日、DGTは、税務申告書の提出、受理および処理手続に関する規則第3号(PER-3)を発行しました。主なポイントは以下のとおりです。

#### 1. 提出期限延長の対象となる納税者

原則として、納税者は年次所得税申告書の提出期限について、法定期限から最長2カ月の延長を申請することが可能です。PER-3では、個人納税者に関する延長申請の対象要件を、以下のとおり限定しています。

- a) 事業活動またはフリーランス活動に従事している個人納税者で、財務諸表の作成がまだ完了していない者
- b) 事業活動またはフリーランス活動に従事していない個人納税者で、雇用主から第21条所得税の源泉徴収証明書はまだ入手していない者

#### 2. 税金の過払いと見なされない条件

PER-3では、納税者の納税申告書に記載された過払いが税金の過払いと見なされない条件についても更新されています。具体的には、以下の場合が該当します。

- a) 当該過払いが、DGTの行政システムにおける税額計算の端数処理の差異に起因する場合
- b) 当該過払いが、政府が負担する所得税に起因する場合
- c) 個人納税者の年次所得税申告書における過払いが、特定の理由に起因する場合

## ベトナム



### 関税法改正案で提案されている重要な変更

現行の関税法を改正する法案が、意見募集およびコメント収集のために公表されました。この改正案は、法的枠組みの改善、国家管理の強化、ならびに輸出入活動のさらなる円滑化を目的としています。

### 株式売却に関する個人所得税の新たな政令案

政府は、新しい個人所得税法に関するガイダンスを示す政令案を公表したところです。この新法は、2026年7月1日に施行される見込みです。株式譲渡課税については、非公開株式会社(JSC)の株式売却に対する課税の大幅な変更や、一定の株式売却を不動産譲渡として課税する取り扱いなど、いくつかの重要な変更が検討されています。

## オーストラリア



### パネルによる報告書、R&D 税制優遇措置の変更を提案

オーストラリアの研究開発(R&D)税制優遇措置は、オーストラリアにおけるR&Dの独立戦略的調査(Strategic Examination)の完了に伴う、より広範な改革アジェンダの一環として見直される可能性があります。この調査を主導するために任命された独立パネルの最終報告書では20の提言を行っており、その提言にはR&D税制優遇措置の管理の簡素化、スタートアップおよび中小企業の成長の支援、ならびに企業および多国籍企業が国内でR&D活動を行うインセンティブの強化を目的とした変更が含まれています。

### 生産税制優遇措置の適格要件

産業・科学・資源省(Department of Industry, Science and Resources)は、企業が重要鉱物および水素生産税制優遇措置(Critical Minerals and Hydrogen Production Tax Incentives)にアクセスするために満たすべき要件案について、コンサルテーションを実施しました。

重要鉱物生産税制優遇措置および水素生産税制優遇措置の最初の請求年度は、2027年7月1日以降に開始する所得年度となります。

### ペイデイ・スーパー: ATO によるペイデイ・スーパー改革に関するドラフトガイダンス

オーストラリア税務局(ATO)は、2026年7月1日に施行されるペイデイ・スーパー(Payday Super)改革に備え、複数のドラフト Law Companion Ruling を公表しました。これらのルーリングは、雇用者、デジタルサービスプロバイダー、退職年金基金(superannuation fund)およびその他の関係者に対し、改革の主要要素に関する明確なガイダンスを提供することを目的としています。

4つのドラフト・ルーリングすべてに対する意見が募集されており、提出期限は2026年5月1日です。

### 税務委員会(Board of Taxation)による過少資本税制改革のレビュー

以前報告したとおり、税務委員会(Board of Taxation)はオーストラリアの過少資本税制(thin capitalisation rules)に対する最近の変更について、独立的にレビューする任務を与えられています。今回、税務委員会がコンサルテーションガイドを作成し、関係者がどのように貢献できるか、および検討すべき質問を含むレビュープロセスを説明しました。税務委員会への意見は2026年5月18日までに提出可能です。税務委員会は、2027年2月1日までに政府に最終書面報告書を提出する予定です。

上記の内容は、2026年4月に発行されたニュースレターに基づいて作成しています。詳細は、[Monthly Tax Update April](#)をご参照ください。

### **日豪税務コネクトー 2026-2027 Federal Budget 税制改正 & 外国居住者 CGT 改正**

本ウェブキャストでは、2026/27 年度の予算案で発表された税制改正案、外国居住者のキャピタルゲイン税制度の法律案について、特に日系企業本社およびオーストラリア子会社の目線から重要と考えられるポイントを解説します。

配信期間: 2026 年 5 月 20 日(水)~2026 年 8 月 31 日(月)

### **2026 年度税制改正速報解説**

PwC 税理士法人は 2026 年 2 月 6 日(金)より、2026 年度税制改正の主な改正項目について解説するオンラインセミナーをオンデマンド配信します。

配信期間: 2026 年 2 月 6 日(金)~6 月 30 日(火)

### **戦略的アウトソーシングによる税務の複雑化と人材不足への対応ー生成 AI 活用の潮流と取り組みー**

本セミナーでは、企業の内部リソース(インソーシング)と、外部専門家のリソース(アウトソーシング)を戦略的に組み合わせることで、業務の全体最適化を促進するサービスである Tax Transformation Accelerator をご紹介します。また、業務効率化やナレッジ、ノウハウの蓄積において必須となる生成 AI の活用に関して、経理・税務部門でのトレンドや取り組みについてお話しします。

配信期間: 2025 年 7 月 24 日(木)~2026 年 6 月 30 日(火)

### **日豪税務コネクトー Public Country by Country Reporting**

2024 年 7 月より施行された「オーストラリアのパブリック・カンントリー・バイ・カンントリー(CbC)レポーティング」制度について取り上げます。本制度は、一定規模以上の多国籍企業グループに対し、国別の税務・財務情報の公表を義務付けるものであり、日系企業の本社およびオーストラリア現地法人にとって重要な対応事項となっています。適用範囲は広範であり、透明性確保の観点からも、日本の本社およびオーストラリアの子会社の双方にとって重要なコンプライアンスかつガバナンスの課題となっています。この制度について、日本語で、ウェブキャストを通じて以下の内容を説明します。

- オーストラリアのパブリック・カンントリー・バイ・カンントリー(CbC)レポーティングの概要
- 公開が求められる主要な情報項目と想定されるデータソース
- 他の制度や義務(例: EU の公開 CbC 報告、OECD の非公開 CbC 報告)との主な相違点
- 日本の本社およびオーストラリア拠点の現地スタッフが取るべき実務上の対応(データ準備、ガバナンス、対外開示など)

配信期間: 2025 年 11 月 26 日(水)~2026 年 6 月 30 日(火)

### **日本企業のためのファミリーガバナンス グローバルファミリービジネスサーベイ 2025 日本分析結果**

PwC では、グローバルファミリービジネスサーベイを隔年で実施しています。第 12 回となる 2025 年の調査では、60 以上の地域で 1,325 名のファミリービジネスリーダーへのインタビューを実施しました。本セミナーでは、グローバルと比較した日本のファミリービジネスの課題や特徴について、分析結果を解説します。

配信期間: 2026 年 3 月 4 日(水)~6 月 30 日(火)

## 各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwC の貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者	神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwC インドネシア パートナー)	
PwC 税理士法人(日本)	神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融・不動産)	
PwC インドネシア	菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井 和光、深澤 直人、濱田 孝一、井上 由貴、塩澤 祐人、浅井 広太郎、猪原 匡史、余村 裕樹	問い合わせ先: <a href="mailto:id_jbd@pwc.com">id_jbd@pwc.com</a>
PwC タイ	魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦	問い合わせ先: <a href="mailto:th_jbd@pwc.com">th_jbd@pwc.com</a>
PwC ベトナム	今井 慎平(カントリーリーダー)、杉本 有里、金原 悠也、武田 勇人	問い合わせ先: <a href="mailto:vn_jbn@pwc.com">vn_jbn@pwc.com</a>
PwC フィリピン	東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔	問い合わせ先: <a href="mailto:ph_jbd@pwc.com">ph_jbd@pwc.com</a>
PwC マレーシア	杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、	問い合わせ先: <a href="mailto:my_pwc_japandesk@pwc.com">my_pwc_japandesk@pwc.com</a>
PwC シンガポール	ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、宮尾 祥平、松本 弥生、青地 駿一、野木 玄	問い合わせ先: <a href="mailto:sg_japan_desk_tax@pwc.com">sg_japan_desk_tax@pwc.com</a>
PwC オーストラリア	寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、長尾 林太郎、信夫 将	問い合わせ先: <a href="mailto:au_japan@pwc.com">au_japan@pwc.com</a>

### Tax Academy について

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

<http://www.pwc.com/jp/tax-academy>

### バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は <http://www.pwc.com> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.